

2026年6月29日 一部改正  
2026年1月29日 技術委員会 審議

## 簡易型船舶自動識別装置の経過措置

### 改正対象

安全設備規則検査要領

### 改正理由

2024年12月26日付の安全設備規則／検査要領一部改正により、Coasting Service 又はこれに相当する付記を有する船舶のうち一部のものには、簡易型船舶自動識別装置を備えることが要求されている。

また、当該改正の経過措置として、2025年4月1日前に建造契約された船舶については、2025年4月1日以降の最初に行われる定期検査の時期までに簡易型船舶自動識別装置が備えられることを確認することとしている。

しかし、これに対応する国内法令（船舶設備規程）における経過措置とは、一部に齟齬が生じていることが判った。

このため、経過措置を国内法令に整合させるべく、関連規定を改める。

### 改正内容

安全設備規則検査要領2編1.1.3-1.(7)に定める、簡易型船舶自動識別装置を備えることに関する経過措置を、2025年4月1日以後の最初に行われる登録検査もしくは定期検査の時期までに確認する旨に改める。

### 施行及び適用

2026年6月29日から施行

ID:DD25-33

「簡易型船舶自動識別装置の経過措置」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>安全設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.3 検査の実施及び時期</b></p> <p>-1. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。</p> <p>    (1)から(6)は省略</p> <p>(7) 簡易型船舶自動識別装置</p> <p>2025年4月1日前に建造契約が行われた船舶(建造契約がない船舶にあつては、2025年10月1日前に建造開始段階にあるもの)であつて、2029年4月1日前に船舶所有者に引き渡されたものについて、規則 4 編 3.2.8-1.ただし書きにより簡易型船舶自動識別装置を備えることが要求される場合には、2025年4月1日以降に主要な変更もしくは改造を行うか、又は2025年4月1日以後の最初に行われる登録検査もしくは定期検査の時期までに、当該装置が備えられることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>安全設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.3 検査の実施及び時期</b></p> <p>-1. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。</p> <p>    (1)から(6)は省略</p> <p>(7) 簡易型船舶自動識別装置</p> <p>2025年4月1日前に建造契約が行われた船舶(建造契約がない船舶にあつては、2025年10月1日前に建造開始段階にあるもの)であつて、2029年4月1日前に船舶所有者に引き渡されたものについて、規則 4 編 3.2.8-1.ただし書きにより簡易型船舶自動識別装置を備えることが要求される場合には、2025年4月1日以降に主要な変更もしくは改造を行うか、又は2025年4月1日以後の最初に行われる定期検査の時期までに、当該装置が備えられることを確認する。</p>	<p>簡易型船舶自動識別装置の搭載を新たに要求するための、令和6年3月25日付 JG 船舶設備規程の改正(第311条の21の2の新設)に関する経過措置(附則第2条第1項第1号ロ)に整合させる。</p>

### 「簡易型船舶自動識別装置の経過措置」新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
1. この改正は、2026年6月29日から施行する。		